

市谷議員 要望項目一覧

令和4年度9月補正分

要望項目	左に対する対応方針等
<p>1. 淀江産廃処分場問題について</p> <p>地下水調査会は、「福井水源地には産廃計画地の地下水は影響しない」、「三輪山の清水には産廃計画地の地下水は影響を及ぼす可能性は極めて低いものと推察される」との結果を報告した。しかし、淀江町民の飲み水の66%を賄う福井第二水源地の水源地とされている「第3帯水層」の地下水位は、産廃計画地では13.62（モニタリング上流参考値）で、産廃計画地東側（福井水源地方面）12.33（KR02-No.4-1）であり、地下水が高い方から低い方へ、つまり産廃計画地から福井水源地方面に向かうと考えるのが自然である。しかも産廃計画地周辺の「第3帯水層」は全体的に地下水位の等高線がなだらかであり、「地下水流行シミュレーション」で示された各々の流れが混ざり合い、結果的に産廃計画地から福井水源地へと入り込んでいく可能性は否定できないと考える。ところが「地下水流行シミュレーション」には、産廃計画地の地下水位（モニタリング上流参考値）は不十分なものとして使われず、改めて産廃計画地の地下水位を測定しなおして活用することもなかった。</p> <p>更に、福井第二水源地の調査では、以前米子市水道局が行ったボーリング調査結果はコアが不十分だったので使わなかったとしている。しかし、米子市水道局にはボーリングコアの柱状図（記事有り）がきちんと残されており、それは今回の地下水調査会が示す地層・地質とは異なり、非透水層としている粘土層も確認されておらず、地下水が地層の間を行き来している可能性がある。地質・地層分析について、水道局と地下水調査会では違いがあるのだから、少なくとも福井第二水源地については改めてボーリング調査を行うべきだったと考えるが、結局なされていない。</p> <p>8月9日に住民の求めで実施された説明会で、「なぜ改めて、産廃計画地地下水位調査と福井第二水源地ボーリング調査をしなかったのか」と尋ねたところ、調査会社の職員が、「全体を見て、権威のある先生が判断した調査のやり方だから。あとは経済的効率性で判断した」「もともとピンポイントで計画地から福井水源地への地下水流行を調査するのではなく、委託されたのは流域全体の流れを解析することだ」と答えたのには大変驚いた。住民の願いにも応えていない、不十分な地下水調査である。</p> <p>同時に、今回の地下水調査結果をもってしても、この地域には豊か</p>	<p>地下水等調査は、計画地の地下水の流向等を把握することを目的としており、計画地の地下水が福井水源地へ影響しないかということを確認するために、調査会の議論を経て、その手法として計画地周辺を含む広域の地下水の流れを解析した。調査においては、既往のボーリング資料等を可能な範囲で活用するとともに、更にこれを補完する新たなボーリング調査で得られた必要十分な水理地質情報及び観測データを用いて詳細な地下水シミュレーション解析を行い、その結果は、観測等に基づく各種分析結果とも整合する科学的に信頼性が高いものであった。</p> <p>なお、この度の地下水等調査では、「福井水源地への影響となるような懸念材料はない」との結果が得られており、計画を白紙にまで戻す結果ではないと考えている。</p> <p>淀江処分場計画については、令和元年5月に設置手続条例の手続きが終了しており、環境管理事業センターは地元住民の方々に対して丁寧に進めてきたところである。</p> <p>この度、環境管理事業センターは、地下水等調査の結果を踏まえ、事業計画を再点検するとともに、安全・安心な施設を設置するための対策に万全を期して、廃棄物処理法の施設設置許可に向けた準備を再開するとの方針を決定し、許可申請等に要する経費について県へ支援要請があり、県としては、センター事業の円滑な運営に向けて必要な支援を行う。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>な地下水があり、計画地の地下水は塩川や海に流れていくことも分かった。この淀江の地で、このまま、産廃処分場計画を進めてはならない。淀江産廃処分場計画を白紙撤回すること。少なくとも、住民への説明会や意見交換は始まったばかりであり、住民は納得しておらず、鳥取県環境管理事業センターが事業を進めるための予算を9月議会に提案しないこと。</p>	
<p>2. 新型コロナ対策について 新型コロナ第7波は、まさに感染爆発である。8月17日鳥取県発表の新規陽性者数は過去最多の1,088人。「レベル分類」では「レベルⅡ」とし、病床逼迫はしていないと判断しているが、人口10万人・週当たりの新規陽性者数1,000人超えはレベルⅣ(250人以上/週)であり、最大確保病床使用率は47.7%とほぼレベルⅢ(50%)で、西部62%、東部46%、中部20%とレベルⅢ超えの地域もある。また重症病床使用者2名、8月に入ってから陽性者の死亡は16名にも及び、連日のように亡くなる方が出る深刻な事態である。県庁総動員の対応に心から敬意を表すが、国の無策を放置すれば一層深刻な事態となる。「BA.5対策強化宣言」にふさわしい、強い対策を求める。</p> <p>①人流によって感染が広がり、職員や子ども等を介して、高齢者施設、医療機関、学校・保育施設のクラスターが発生している。感染対策を呼びかけるだけでなく、補償とセットで適切な「行動制限」を検討すること。</p>	<p>感染者の多くが軽症である中、行動制限を伴う要請を行うことは、社会経済活動に多大な影響を及ぼしかねず、適切ではないと考える。 社会経済活動の維持と医療のひっ迫の回避が両立できるよう、引き続き、適切な感染防止対策を呼びかけることにより、感染抑制を図っていく。</p>
<p>②事実上感染者が登録しきれていないHER-SYSの入力の簡素化は必要だが、感染者数や個々の病状の把握は必要であり実施すること。そうしなければ必要な医療体制を計画的に整備できなくなる。また、感染症法上の分類の2類から5類への引き下げは、医療費や検査費用に自己負担が生じ、感染対策に逆行するため、時期尚早である。今やってはならない。</p>	<p>国による全数把握の見直し方針を踏まえ、発生届の対象者へは従来どおりかかりつけ医や保健所等による療養中の健康観察を実施するとともに、報告対象外となった方にも、「陽性者コンタクトセンター」を新たに設置して、これまでの支援を格段に迅速化し必要な療養支援を行う。</p>
<p>③在宅療養者への健康観察が電話で行われているが、基礎疾患がある者が咳がひどくても何の処方もなく自分で薬をもらいに行つてと言われたり、顔や全身状態も診ていなかったりと、非常に危険で不安な状態である。重症化や命の危険に陥らないよう、在宅療養者への医療や診療のあり方を改善すること。</p>	<p>極めて強い感染力を持つBA.5の流行により、在宅療養者数もかつてないほど急増している。 在宅療養者に寄り添い適時適切に医療を提供すべく、保健所のほか診療所や訪問看護ステーション等によるきめ細かな健康観察を行うとともに、必要に応じて処方薬の配達を行うなど、症状悪化時等の速やかな医療提供体制(対面診療・オンライン診療)の整備を図っている。引き続き、在宅療養者への適時適切な医療の提供に努めていく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
④病床不足や在宅療養の困難を克服するためにも、宿泊療養施設を活用した臨時医療施設を開設すること。	令和4年1月に中部地区、同年2月に東部地区に宿泊療養施設を活用した臨時の医療施設を開設し、宿泊療養者の診療のほか、在宅療養者の診療、病床確保等の取組を行っている。
⑤8月末までの無料PCR検査所、社会福祉施設・医療機関等の無料PCR検査を、見通しが持てるよう、早期に延長表明すること。	8月18日に新型コロナウイルス感染症対策本部において、無料検査及び社会福祉施設等への検査助成制度を9月末まで延長することを決定・公表した。事業期間の延長については、感染拡大状況を踏まえ、今後も適切に判断していく。
⑥濃厚接触者となった医療従事者・介護職員・福祉職員が業務を続けるために行う行政検査は、全額国負担とするよう国に求めること。また、国が濃厚接触者の待機期間を7日間から5日間に短縮したが、日本医師会が、科学的根拠が明らかでなく、感染リスクが高まると指摘していた。濃厚接触者の待機期間は慎重に対応するよう併せて国に求めること。	社会福祉施設職員や医療従事者のPCR検査費用については、地方創生臨時交付金を活用して、施設等へ支援を行っているが、全額国負担するよう全国知事会を通じて要望している。濃厚接触者の待機期間については、オミクロン株の特性や社会機能の継続・維持を考慮し、エビデンスに基づき検討するよう全国知事会を通じて国に求めている。
⑦早期発見、濃厚接触者の感染確認のため、抗原検査キットを、事業所、学校、保健所などを通じて、各家庭に無料配布すること。また抗原検査キットの結果が陽性であれば、自治体判断で新型コロナ患者としての対応が可能であることを周知すること。	診療・検査医療機関において、陽性者が確認された場合には同居家族（濃厚接触者）用抗原検査キットを無料配布している。また、当該抗原検査キットで陽性が確認されれば、医療機関が遠隔診療により陽性者として診断し、症状に応じた薬剤処方等を行っていただく「家族みんなで健康システム」をスタートさせており、ホームページ等で周知を図っている。
⑧発熱外来が維持できるよう、廃止された入口トリアージの財政支援を復活すること。	令和4年度診療報酬改定において、感染対策向上に関する加算が新設・拡充されているなど、国において必要な措置が講じられており、既に終了している院内トリアージ実施工料特例拡充措置や感染症対策実施加算の復活を国に求めることは考えていない。
⑨医療従事者の中で感染が頻発している。医療機能が停止しないよう、発熱外来、入院治療、在宅治療、健康観察、回復者の療養、後方支援医療、救急医療などの連携が一層強化されるよう、地域の医療機関全体に財政支援すること。	医療機関における新型コロナウイルスの感染予防・感染拡大防止対策を推進し、地域医療の継続・維持を図ることを目的として、「PCR検査等支援事業補助金」や「夏休み期間感染予防緊急対策事業」等の様々な補助制度を実施し、全ての医療機関に対して、医療従事者の感染対策に要する経費の支援を行っているところである。 引き続き、感染状況を踏まえた上で、実施期間の延長等も含めて必要な支援を行っていく。
⑩今年度の診療報酬のマイナス改定、また新型コロナ対応の診療報酬の段階的減額は、医療機関の体制強化に逆行しており、早急に見直し、10月以降の病床確保料など、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の継続・拡充を早急に示すよう、国に求めること。	今年度の新型コロナウイルス対策に関連する診療報酬改定においては、新興感染症等の対策に係る評価が見直され、感染対策向上に関する加算が新設・拡充されるなど、必要な感染対策等の措置は診療報酬により評価されていると考える。 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の継続・拡充については、全国知事会を通じて国に要望しているところである。

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑪保健所体制を県庁全体で支えているが限界もある。現状の応援体制強化を継続しつつ、保健師の大幅増員、保健所の個所数を元の6か所（郡家、浜村、日野の復活）に戻すよう検討すること。</p>	<p>保健所の定数については、令和3年4月に、総合事務所を再編し「保健所」を総合事務所内局として設置した上で、職員を令和3年4月に16名増員した。その上で、県退職保健師や市町村保健師の受入、県庁や総合事務所による現場応援や県庁におけるリモートによる応援等により機動的に対応している。このように3保健所体制の下、増員や業務応援等により休日も含めて対応できる体制としており、今後も業務の状況に応じて機動的な体制を確保していく。</p>
<p>⑫ワクチンは3回目までの接種の促進、また4回目接種は、新たに対象となったケア労働者以外にも更に対象を拡大すること。新たな変異株を想定した、ワクチンの開発・普及を検討するよう国に求めること。</p>	<p>3回目までのワクチン接種については、引き続き関係団体が連携して実施する。 なお、4回目接種の対象範囲については、現在、国において検討が進められているが、対象範囲の拡大を全国知事会を通じて国に要望している。 また、新たな変異株を想定したワクチンの開発・普及についても、全国知事会を通じて国に要望している。</p>
<p>⑬コロナ生活福祉資金の償還免除手続きの期限が8月末だが、世帯主が非課税でなくても、本人が住民税所得割非課税かそれに近い収入状況であれば償還免除の対象とすること。</p>	<p>生活福祉資金の特例貸付に係る返済免除の要件緩和については、全国知事会のほか県独自でも国に対して要望してきている。</p>
<p>⑭感染拡大が続き、飲食店をはじめ各事業所の収入が回復していない。オミクロン株影響対策緊急応援金は5月末で受付終了しており、事業者への新たな応援金を創設すること。</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大の第7波に加え、エネルギー・原材料価格高騰の影響が幅広い業種に及んでいることを踏まえ、9月補正予算において、売上や利益が減少した事業者が取り組む新型コロナ第7波・物価高騰対策支援、賃金引上げに取り組む事業者支援を検討しているほか、飲食店向けの需要喚起策の拡充等についても検討している。</p> <p>【9月補正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス第7波・物価高騰に立ち向かう事業者支援事業 802,000千円 ・賃金アップ環境整備応援補助金 100,000千円 ・燃油及び原材料価格高騰・円安対策特別金融支援事業 1,000千円 ・新型コロナ安心対策認証店特別応援事業（追加販売） 160,000千円
<p>⑮労働者やフリーランスの休業補償制度を延長すること。また夏休みが終わり、学校や保育施設で感染が広がり、休む子どもが増える可能性がある。保護者の休業補償制度は、県独自制度の復活（委託契約のないフリーランス）も含めて、しっかりと対応すること。事業主の国保傷病手当制度を創設すること。</p>	<p>国の新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金については、現在特例措置延長の議論がなされており、その動向を注視していきたい。</p> <p>小学校等休業対応支援金については、個人事業主への更なる制度周知を行うとともに、委託契約を結んでいないフリーランスも支援対象とするなどの要件緩和を行うよう、令和4年7月に国に要望を行った。</p> <p>なお、県小学校休業等対応補助金については、令和2年の全国一斉の学校臨時休業を受けて制度を創設した当時とは状況が異なることから、再創設は考えていない。</p> <p>国民健康保険の傷病手当については、権限を有する市町村が保険財政状況等を踏まえ、それぞれの判断で実施されるものであり、事業主が国民健康保険の傷病手当の対象となるよう、県が制度を創設することは考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑯空港検疫は、1日2万件を超える入国者に対し検査は数百件である。海外の感染状況を踏まえた機敏な対応、検疫方針や体制の改善、変異株・亜系統への万全な水際対策をとること。</p>	<p>水際対策については、国が対応すべきものであり、海外における変異株等の監視・研究体制を強化し、科学的知見の速やかな収集・分析を行い、発生状況等に応じて検疫体制を迅速に強化することを、全国知事会を通じて国に求めている。</p>
<p>3. サル痘対策について サル痘は、7月23日WHOが「緊急事態」を宣言し、現在国内4名の感染が確認され、日本は「感染症危機情報レベル1」（渡航などに関する注意喚起を促す）が発出されている。鳥取県が、直ちに「サル痘対策情報連絡室」を設置し、医師会などへ協力依頼、保健所での積極的疫学調査、鳥大附属病院・県立中央病院・県立厚生病院での治療体制構築、県衛生環境研究所での検査体制整備を確認したことに敬意を表す。同時に、サル痘だけでなく、新型コロナのオミクロン株BA.5も、海外との往来が国内発生の要因となっており、渡航制限と検疫強化を求めること。</p>	<p>これまで国内で確認されている4例はいずれも海外渡航歴や海外からの訪日者と接触歴のある事例であり、現時点においては水際対策が重要な対策の一つであることから、検疫において入国者に対する注意喚起や情報提供が行われているところであり、疑い症例が確認された場合には連携して対応し県内での感染拡大防止に取り組むこととしている。</p>
<p>4. 物価高騰対策について 令和4年6月の鳥取市消費者物価の総合指数は、前年同月比で+2.0%で8か月連続上昇している。上昇に寄与したものとして高いものから、電気代17.1%、ガス代15.8%、菓子類8.3%、調理食品4.0%、野菜・海藻3.6%、教養娯楽サービス（宿泊料等）1.2%、家賃0.6%と、生活に欠かせない分野での物価高騰が顕著となり、暮らしや営業を圧迫している。その大きな要因は、アベノミクスによる異次元の金融緩和策がもたらした異常円安であり、政治に責任がある。5月補正予算を組んだが、物価高騰が継続している現状に鑑み、追加で補正予算を組み、物価高騰から暮らしと営業を守る取組を早急に進めるよう求める。</p> <p>①物価高騰への特効薬となる、消費税率5%への引き下げ、業者に新たな負担を強いるR4年度中登録期限（9月末まで延長可）のインボイス制度の中止・延期を、早急に国に求めること。</p>	<p>少子高齢化の急速な進展や国・地方ともに極めて厳しい財政状況の下で、国民が安心し、希望が持てる社会保障の実現が求められていることを踏まえれば、国・地方双方にとって増嵩する社会保障費の安定財源の確保は避けることのできない喫緊の課題であり、消費税率引下げを求めることは考えていない。</p> <p>また、複数税率制度下において適正な税務経理や申告を行う上で、インボイス制度は必要不可欠なものであり、制度の中止又は延期を求める考えはない。本県では、円滑な制度移行に向けて、中小企業者等に混乱が生じないように実情を踏まえた対策をとるようこれまで国に要望しており、令和4年7月には、特に制度の変更に伴い影響が及ぶ法人に対し、適切な措置を講ずるよう国に求めたところである。なお、令和4年度税制改正大綱では、制度周知に加え、経営相談等の体制強化のほか、免税事業者が不当な取扱いを受けないよう独占禁止法等の取扱いの周知や相談対応など、事業者の準備状況等を把握しつつ必要な対応を行うことが示されている。</p>
<p>②10月からの最低賃金が審議されているが、最低賃金の引き上げは、とりわけ物価高騰のもとで、最低賃金決定の考慮要素である「労働者の生計費」を保障する上で重要である。また現在最高額の東京1,041円と鳥取県821円との格差は220円もあり、地方からの人口流出・人口減少の要因にもなる。鳥取県弁護士会も求めているように、中小企業への財政支援とセットで、全国一律の大幅な最低賃金の引き上げを求めること。</p>	<p>最低賃金は、最低賃金法に基づき、地域の景気や企業収益の現状を精査し、公労使が委員として参加する地方最低賃金審議会において慎重に議論され、その決定は厚生労働省及び労働局の専権事項であるため、その動向を注視していきたい。</p> <p>なお、賃金引上げに関する支援としては、国の業務改善助成金が活用できるほか、県においても、一定以上の賃金引き上げを行う中小企業・小規模事業者の生産性向上の取組を支援する事業を検討している。</p> <p>【9月補正】 ・賃金アップ環境整備応援補助金</p> <p style="text-align: right;">100,000千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等								
<p>③飲食店や事業所は、新型コロナウイルス感染拡大の継続に加え、光熱水費等の固定費や材料費等の価格高騰で、経営に深刻な影響が出ている。「オミクロン株影響対策緊急応援金」は5月末で申し込みが終了しており、業者への新たな固定費への支援制度を創設し、営業が続けられるようにすること。また、コロナ対策「ゼロゼロ融資」は、早い業者で来年3月に利子免除が終了し、元金返済据置期間の終了による本格的な返済が始まるが、現状では倒産に追い込まれる業者が出かねない。債務を軽減・免除する仕組みをつくること。</p>	<p>長期化するコロナ禍において、県はこれまでに独自で総額86億円を超える応援金・支援金を給付し、地域を支える事業者の事業継続支援に取り組んできた。コロナ禍の影響を受ける事業者支援は、本県のみならず全国共通の課題であり、7月25日には、知事が経済産業省政務官に対し、国において、「事業復活支援金」を参考に新たな支援制度を創設するよう直接要望したほか、8月18日の全国知事会第1回くらしの安心確立調整本部においても、同様の内容を含む中小企業支援の拡充を要請するなど、国に対して一元的な対応を求めたところであり、県単独での固定費への支援制度の創設は考えていない。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染拡大の第7波に加え、エネルギー・原材料価格高騰の影響が幅広い業種に及んでいることを踏まえ、9月補正予算において、売上や利益が減少した事業者が取り組む新型コロナ第7波・物価高騰対策支援、賃金引上げに取り組む事業者支援を検討しているほか、飲食店向けの需要喚起策の拡充等についても検討している。</p> <p>また、ゼロゼロ融資を含めた既借入金に対しては、県内金融機関に対し返済緩和等の柔軟な条件変更対応を求めるとともに、新たに必要となる資金に対しては、当面の返済負担を軽減した最長5年間元本返済不要の期日一括返済型の資金を創設して支援しているところであり、債務そのものを軽減・免除する仕組みの導入は考えていない。</p> <p>なお、本県のゼロゼロ融資の無利子期間は最長5年間としているため、他県より2年長くなっている。</p> <p>【9月補正】</p> <table border="0"> <tr> <td>・新型コロナ第7波・物価高騰に立ち向かう事業者支援事業</td> <td>802,000千円</td> </tr> <tr> <td>・賃金アップ環境整備応援補助金</td> <td>100,000千円</td> </tr> <tr> <td>・燃油及び原材料価格高騰・円安対策特別金融支援事業</td> <td>1,000千円</td> </tr> <tr> <td>・新型コロナ安心対策認証店特別応援事業（追加販売）</td> <td>160,000千円</td> </tr> </table>	・新型コロナ第7波・物価高騰に立ち向かう事業者支援事業	802,000千円	・賃金アップ環境整備応援補助金	100,000千円	・燃油及び原材料価格高騰・円安対策特別金融支援事業	1,000千円	・新型コロナ安心対策認証店特別応援事業（追加販売）	160,000千円
・新型コロナ第7波・物価高騰に立ち向かう事業者支援事業	802,000千円								
・賃金アップ環境整備応援補助金	100,000千円								
・燃油及び原材料価格高騰・円安対策特別金融支援事業	1,000千円								
・新型コロナ安心対策認証店特別応援事業（追加販売）	160,000千円								
<p>④生活困窮者への光熱費支援7,000円の再支給を検討すること。</p>	<p>電気代等の高騰が継続している状況を踏まえ、5月補正予算で措置した生活困窮世帯に対する市町村と協調した光熱費助成の追加実施を9月補正予算で検討している。</p> <p>【9月補正】</p> <table border="0"> <tr> <td>・生活困窮者緊急支援事業</td> <td>119,000千円</td> </tr> </table>	・生活困窮者緊急支援事業	119,000千円						
・生活困窮者緊急支援事業	119,000千円								

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑤新型コロナ対策に奔走する医療機関からも、光熱水費の値上がりに悲鳴が上がっている。鳥取市内の医療機関からは、「今年4月～6月の光熱水費が2,116万円で、昨年の1,618万円に比べ約500万円増え、年間にして約1,200万円負担が増える」。また、県立中央病院でも「6月の電気代だけで約500万円上がった」と、大変深刻な事態である。病院などの保険医療機関は、光熱水費が値上がりしても、別途入院患者から徴収することが認められておらず、4月の診療報酬改定には光熱水費の値上がりが反映されていないため、値上がり分は医療機関の持ち出しとなる。また、食材費が値上がりしているが、1994年以降食事療養費は据え置かれ、患者負担が増えるばかりである。医政局事務連絡（6月7日付）（「令和4年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取り扱い及びコロナ禍における『原油価格・物価高騰等総合緊急対策』について」）は、「コロナの影響を受けている医療機関において、食材費の値上げなど食事の提供にも影響する場合や光熱水費の高騰が生じている場合においても、地方公共団体の判断により、臨時交付金の活用を検討することが考えられる」ともしている。何らかの手立てを検討すること。</p> <p>○地方任せではなく、国が責任をもって価格高騰分を補填する制度を創設するよう求めること。</p> <p>○約12億円ある「新型コロナウイルス感染症緊急事態対策調整費」を活用し、医療機関に財政支援すること。また不足するようであれば、大幅な新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加配分を国に求めること。</p> <p>○28年間据え置かれたままの食事療養費を引き上げ、固定費が賄えるよう、患者1人1食ではなく1日当りの報酬として支払われるよう制度改善し、患者の食事療養費負担が増えないようにすること。</p>	<p>長期化が見込まれる原油やエネルギー価格等の物価高騰による影響は、全産業に及ぶ全国的な課題であることから、国において実質的な電気代の負担軽減等の価格抑制対策を講じるよう、本県及び全国知事会等を通じて国に対して要望を行っている。</p> <p>あわせて、国が定める公定価格により経営を行う社会福祉施設や医療機関等においては、食事提供に必要な食材費や光熱水費の高騰等により大きな影響が生じていることから、臨時的な公定価格の改定等の対策を早急に講じるとともに、国において全国一律の助成を行うなど、地方創生臨時交付金以外の制度の創設も含めた一層の支援の拡充についても、同様に国に対して要望を行っているところである。</p> <p>なお、本県においては、低利の融資制度を創設し、医療機関も含めた県内事業者の支援を行っているところである。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑥ 7月29日、政府が肥料価格高騰対策を閣議決定した。前年と比較して肥料コスト上昇分の7割を、6月に遡って補填することである。ただし、化学肥料2割低減に取り組むことが前提条件であり、土壌診断にコストがかかり十分な補填にならないとの声が農家から出ている。農家が減肥しなかったことが価格高騰の要因ではない。「化学肥料2割削減の前提条件」を無くし、価格上昇分を全額補填すること。国補填への上乗せ支援を県独自で行い、市町村にも補填を呼びかけること。</p>	<p>国の「みどりの食料システム戦略」において環境負荷低減のため2030年までに化学肥料の使用量20%低減という中間目標が示されている中、肥料価格高騰対策事業の採択要件では、生産者が本年から2年かけて化学肥料の2割低減に向け、土壌診断や生育診断など15項目の取組メニューから2つ以上実施することになっており、生産者や地域の実情に応じて無理なく選択できるものと考えている。</p> <p>県は国の当該事業を踏まえ県独自の支援策（肥料コスト上昇分の3割の1/3を助成）を9月補正で検討している。また、市町村が行う支援については、JAグループにおいて7月中旬に県市長会及び県町村会に独自支援の要請を行っている。</p> <p>【9月補正】 ・肥料価格高騰緊急対策事業 220,000千円</p>
<p>5. 水田活用直接支払交付金の「見直し・削減」問題について 国は7月末に都道府県からの意見を締め切り、鳥取県は、「産地交付金前提の地域ごとの生産体制があるため、農地全体の活用のあり方と個別品目への継続支援についての検討」、「県内には生産条件不利地の中山間地域が多く、見直しの影響で耕作放棄地の加速の懸念があり、生産継続のための十分な対策の検討」を求めている。しかし、国はいまだ方向性を示しておらず、放置すれば次期作に悪影響が出る。いったん「見直し・削減方針」を凍結・撤回し、早急に交付金拡充の方向性を示すよう求めること。</p>	<p>水田農業の経営安定化に向けて、「水田農業の直接支払交付金」等の十分な予算確保と現場の実態を踏まえた継続した取組への支援を拡充するとともに、交付対象水田の見直しについて、生産現場の取組状況を十分に検証し、今後の対応について生産者等へ丁寧に説明するよう、令和4年4月と7月に国に要望を行ったところである。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>6. 「看護職員等処遇改善事業」について 2021年11月19日閣議決定の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、2022年2月～9月には、対象病院の看護職員等の賃金を月額4,000円、介護職員は月額9,000円引き上げるための補助金が交付され、10月以降は診療報酬や介護報酬への加算で対応し、看護職員等は月額12,000円に引き上げるとしている。賃上げは当然必要であるが、対象が「年間200台以上の救急者受け入れ」医療機関に限定されているため、同じようにコロナ対策で奮闘しているにもかかわらず、智頭病院、発熱外来を担当する開業医、訪問看護ステーションは対象外となり、同じ法人内でも対象病院であるか否かで給料が違ってくるという、不公平感のある制度となっている。また賃上げ支援の対象者は、事業所の判断で、看護職・介護職以外も認められるが、その分一人当たりの支給額が減り、事務職員や薬剤師には認められず、チーム医療に分断を持ち込む事態となっている。更に10月以降、どの診療・介護報酬に加算するかが、実施直前となった今でも明確にされておらず、報酬への加算で患者負担が増える懸念もあり、賃上げの見通しが立たない状況である。早急に、10月以降、報酬加算によらない補助金の形で、全ての医療・介護職員の処遇改善につながる制度を提示するよう、国に求めること。</p>	<p>看護職員・介護職員等の処遇改善においては、令和4年2月から実施されている看護職員・介護職員等の収入上げの措置に関し、令和4年10月以降の更なる対応については診療報酬・臨時の介護報酬改定により対応することとされているが、看護職員・介護職員等の処遇の確実な改善に向けて、適切な制度設計を行うよう、全国知事会を通じて国に要望している。</p>
<p>7. 旧統一協会問題について 「旧統一協会」（現在：世界平和統一家庭連合）は、靈感商法、集団結婚等反社会的な行為で多くの被害を出してきた反社会的なカルト集団であり、罪が確定した事件もある。今、行政機関や議員との接点や癒着が全国的に大問題となっているが、鳥取県においてなかったかどうか再点検・公表し、今後とも関与することがないようにすること。</p>	<p>現時点で旧統一協会に関与した事例は把握していない。今後も関与しない方針である。</p>
<p>8. 安倍元総理の国葬問題について 政府が9月27日に実施するとしている安倍元総理の国葬は、国民の中で評価が分かれている安倍氏を、国家として全面的に賛意・礼賛し、国民に弔意を押し付け、国民の内心の自由を侵害するものである。しかも、戦後「国葬令」は失効しており、法的根拠もない。国葬に反対すること。また鳥取県や県教育委員会として、県民や子どもへの弔意や黙とうの強要、県立施設、学校等で半旗の掲揚を求めないこと。</p>	<p>安倍元総理の国葬については、政府は内閣府設置法に基づき、内閣府の所掌事務として定められている「国の儀式」として実施（閣議決定）するものと承知している。 なお、黙祷や半旗掲揚については、閣議決定の内容や国からの依頼があれば、その必要性を検討する。 また、県教育委員会として安倍元総理の国葬に関して、子どもへ弔意や黙とうを求め、県立施設、学校等で半旗の掲揚を求めることは考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>9. 憲法・軍事費増強・防衛問題について</p> <p>①岸田総理が参議院選挙後、「できる限り早く憲法改定の発議に至る取組を進めていく」とし、8月10日の記者会見では、8月末の概算要求を皮切りに約束してきた政策を本格的に実行に移すとして、最重要課題の第1に「防衛力の抜本強化」を挙げている。これらは軍事的緊張を高め、対岸諸国に近い鳥取県にとって深刻な事態を生みかねない。憲法改定や軍事費増強、自衛隊美保基地の軍備強化に反対すること。</p>	<p>防衛力の強化については、国の専権事項であり、国において議論されるべきものである。</p>
<p>②米軍機低空飛行訓練の実態を把握するため、市町村から県に対し騒音測定器の設置要望があった場合、県設置を検討すること。また対策強化のため鳥根県や浜田市が行っていたように「情報収集員」の市町村配置や、関係市町村と県で「対策協議会」を設置すること。八頭町報や鳥取市支所だよりのように、「県政だより」でも目撃情報の通報を県民に呼びかけること。</p>	<p>外交・防衛に関する事項は国の専権事項であり、米軍機の飛行訓練等については国の責任において必要な措置が講じられるべきものであり、県として独自に騒音測定器等を設置することは考えていない。なお、今年8月に国に対して要望活動を行ったところである。</p> <p>また、今年7月から、新たに県のホームページに米軍機低空飛行訓練に係る目撃情報の連絡先(市町村窓口)を掲載し、広く県民に目撃情報の提供について呼びかけている。引き続き、住民の安全・安心確保のため、市町村と協力した監視体制を継続し、目撃情報の都度、適切な措置を求めていくとともに、騒音測定器の設置を含め、米軍機の飛行訓練等に対して国の責任において必要な措置を講ずるよう、働きかけていく。</p>
<p>10. デジタル化関連について</p> <p>①厚生労働省が、来年4月から、マイナンバーカードを健康保険証代わりの利用を可能とする、「オンライン資格確認システム」の導入を、医療機関・薬局に義務づけ、従来の保険証を使う患者の窓口負担を増やすとしている。医療機関や薬局に新たな負担と、マイナンバーカードを利用しない国民に負担金のペナルティを強いることは、受療権の侵害であり、中止を求めること。</p>	<p>8月の中央社会保険医療協議会(中医協)において、令和5年度からのオンライン資格確認システム導入の原則義務化とともに、本年10月から、オンライン資格確認システムを導入している医療機関等の初診の場合又はシステムを用いて処方されている薬の情報を取得した場合に加算される制度となることが決まっている。</p> <p>医療機関や薬局に対しては、令和5年度からオンライン資格確認のためのシステム導入が義務化されたが、国は医療機関等に対する導入経費の補助制度を設けている。</p> <p>これらの措置は、オンライン資格確認が医療DXの根幹をなし、医療情報の利活用による恩恵を享受する体制を構築するために行われたものであり、診療報酬の見直しを求めることは考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②個人情報保護法改正に伴う鳥取県個人情報保護条例の改定が検討されているが、法改正されたとはいえ、地方自治体の自治権が侵害されることがあってはならない。自治体は個人情報保護の最後の砦であり、鳥取県個人情報保護条例を一律に国の共通ルールに統一して緩和すべきではない。「個人情報の範囲」は「容易照会可能性」ではなく「識別可能性」があるものは全て保護対象とすること。活用ありきで、従来県が独自に保護してきた要配慮個人情報（死者情報や機微情報など）の保護が後退することがないようにすること。仮に「公共の利益のための活用」と謳ったとしても、「匿名加工情報」は提案する「個人情報ファイル」は絞り込み、加工に個人情報を使用する本人に対し「事前連絡」し、「本人同意」を前提とすること。鳥取県個人情報保護審査会は、市町村の自治権を尊重し、市町村ごとに設置すること。</p>	<p>今回の改正個人情報保護法（以下「改正法」という。）において、全国的な共通ルールが規定されたが、地方公共団体には一定の独自の保護措置が許容されており、死者の情報保護を含め現行の県の保護水準を確保するよう条例の内容を検討している。</p> <p>なお、改正法では個人情報に該当しない「個人に関する情報」についても厳格な保護措置（漏えい防止・守秘義務等）が義務付けられている。</p> <p>行政機関等匿名加工情報の活用においても、個人の権利利益の保護に支障が生じないことは大前提であり、事業の提案募集をする個人情報ファイル簿の絞り込みも行う。その前提を踏まえ、改正法において、使用時の本人への事前連絡、本人同意を取る仕組みは採用されていない。</p> <p>個人情報保護審査会の事務委託は、一律ではなく希望する市町村からのみ受託することを検討している。</p>
<p>1 1. 生活保護を受給する身体障がい者の車の保有について 生活保護を受給している場合、身体障がいがあっても、新たに車を保有することが認められていない。一方、車を保有したまま生活保護を利用するに至った場合は、住まいの近くに公共交通機関がなかったり、通院したりする場合は、車をそのまま保有し、使用することが認められている。身体障がいがある方の移動権を保障するため、生活保護を受給する身体障がい者が、新たに車を保有することを認めること。</p>	<p>生活保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるものとされているため、資産である自動車は原則として保有は認められていない。</p> <p>例外として、保護開始時点において既に保有している自動車であれば、一定の要件のもとで事業用、通勤用及び通院用等として保有が認められる場合があるが、元々自動車を保有していない者が、通常資産（処分）価値を有する自動車を新たに購入することは資産の形成にあたるため、認められていない。</p>
<p>1 2. ジェンダー平等について ①男女の賃金格差は、7月8日女性活躍推進法の省令・告示の改正によって、従業員301人以上の企業は公表が義務化され、101人以上300人以下の企業も何らかの情報公表が必要となった。鳥取県として県内企業に賃金格差の公表と、是正計画の策定・公表を求めること。</p>	<p>女性活躍推進法の省令・告示に基づく男女の賃金の差異の情報公表については、従業員301人以上の事業主では必須項目となっているが、従業員101人以上300人以下の事業主では選択項目の1つではあるものの必須とはされていない。</p> <p>女性の活躍に関する公表項目の選択にあたっては事業主の主体性が尊重されるべきであり、県が賃金格差等の公表を求めることは考えていない。</p>
<p>②同性のカップルやその家族を認定する「パートナーシップ・ファミリーシップ制度」は、200以上の自治体で施行され、都道府県では、青森県、秋田県、茨城県、群馬県、三重県、大阪府、福岡県、佐賀県の8府県が実施し、県内では7月から境港市で始まった。同性カップルの人権を保障するため、県内全域をカバーできる、県制度を創設すること。</p>	<p>本県では、同性パートナーシップ制度という形によらず、実質的に同性パートナーの方も等しく県の行政サービスを受けられる取組を行うとともに、性的マイノリティの人権に関する啓発等に力を入れている。今後も引き続き、国の動きを注視しつつ、当事者へのサービスの提供や支援のあり方を検討するなど、多様な性を認め合う社会づくりを進めていく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>③スコットランドでは、世界で初めて、地方自治体や教育機関に対し、生理用品の無償提供を義務付ける法律が施行された。試験導入を通じて学生にもアンケート調査を行い、6割の学生が価格や恥ずかしさを理由に生理用品を入できていなかった実態が明らかとなり、法制化に踏み出したとのことである。長引くコロナ禍と物価高騰のもとで、生理用品の購入が困難になっていることが懸念される。県立学校において、試験導入や学生アンケートを実施し、県立学校のトイレへの生理用品の無償配備を実現すること。</p>	<p>県立学校では、ほとんどの学校で保健室に生理用品を備え（一部の学校では女子トイレや職員室等にも配備）、必要な生徒からの申し出に応じて配布する形で対応している。生徒が保健室に相談に来ることをきっかけに、養護教諭等が本人や家庭の状況を聞き取り、場合によっては福祉分野など外部の関係機関につなげていくことで、背後にある課題の根本的な解決を図るように努めている。そのため、試験的な導入やアンケートの実施、また、一律に県立学校内の女子トイレ等に生理用品を配備することは考えていない。</p>
<p>1 3. 西部犬猫センターについて 民間活力を導入し、新規建設・維持管理を民間で行うとしているが、動物愛護・管理は、公である保健所の重要な任務であり、民間業者を指導することも求められる。この公の任務を民間業者に委ねれば、公が責任を全うできず、事業の持続性や、業者への指導の公平性も失われる。鳥取県の直営で運営すること。</p>	<p>整備を検討している西部犬猫センターにおいて民間に委託するのは、現在保健所が行っている犬猫の捕獲・収容、飼養管理と西部地区における動物愛護の普及啓発のみであり、これ以外の動物愛護管理法に基づく動物取扱業者等に対する指導・監督命令や犬猫の譲渡適正判断、動物に関する苦情・相談対応等の業務については、引き続き保健所が実施することとしている。</p>
<p>1 4. 鳥取県産業振興機構内のパワハラ問題について 複数の労働者からパワハラ被害の声が上がっている。「大声で怒号を浴びせられた」、「人事評価で辞職に追い込まれた」、「契約期間を更新せず辞職に追い込まれた」、「パワハラを受け銀行職員の出向が取り止めになった」などである。こうした事態があるにも関わらず、加害者となっている役職員が労働者に謝罪もせず、昇給していた実態もあり、今もパワハラが続いていると聞いている。同機構は鳥取県が1,500万円出捐する公益財団法人であり、県統轄監が評議員、県商工労働部長が副理事長に就いている。県の責任で、実態を明らかにし、パワハラ加害役職員に謝罪と解任を求めること。尚、実態解明の際には、そのことを理由に労働者に圧力をかけたり、地位を脅かすことがないようにすること。</p>	<p>パワハラ防止については、労働施策総合推進法において、事業主に対して相談体制の整備その他必要な措置を講じることが義務付けられており、その対応は個々の法人の責務として自主・自律的に行うべきことと考える。</p> <p>なお、指摘のあった法人ではハラスメント相談対応として、公正中立な立場の外部相談員に相談できる体制を整備しているところであり、このほかにも公的な労働相談として県中小企業労働所（みなくる）や、国労働局等において対応しているところである。</p> <p>県としては、所管公益財団法人が明確に法令に違反するなどによって、法人の事業に支障が生じる事態となれば適切に対処していく。</p>